

福岡地方最低賃金審議会
第2回 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年9月28日
10:00～12:00

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
 労働者代表委員 3名
 使用者代表委員 3名

4 議題：(1) 賃金実態調査報告、その他資料の説明
(2) 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題(1)について

令和2年度賃金実態調査結果とその他関係資料について、事務局より説明が行われた。
議題(2)について

労働者側代表委員からは、

百貨店、総合スーパーは、地域の基幹産業の一つであり、維持・継続していくべき産業であるから、将来的な発展と人材の育成が必要不可欠である

優秀な人材確保・良質な雇用を維持するためには、最低賃金の底上げを図ることが重要であって、これらは企業の発展にも同時に繋がることになる

今年の春闘妥結状況や副業に頼る必要のない賃金水準を考えれば、引上げ額は労働協約の最下限である930円と現行の特定最低賃金額との差額である41円を主張したいところであるが、現在のコロナ禍の状況と春闘のベア等を踏まえると、16円の引き上げを提示したいとの主張があった。

使用者側代表委員からは、

コロナ禍では、とりわけ百貨店の低迷回復が見込めず、改定必要性の有無を審議する段階から、必要性自体を要しないのではないかとのスタンスに立ってきた

厚生労働省賃金課の見解では、金額改定審議を経た上であっても、有額回答にならない結論もあり得る、とのことであった

福岡の百貨店、総合スーパーの特定最低賃金額は、全国トップであること、また現下の経営悪化の状況から、百貨店、総合スーパー特定最低賃金を改定する状況にならないことは明らかである。

との主張があった。

労使の主張には相当大きな隔たりがあって、一致点は見られず。次回以降の専門部会において、全会一致での結審ができるよう、公益を挟んでの労使間協議を続けることとなった。